

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成27年10月14日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成27年10月14日(水) 午前9時59分～午前11時55分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 森美和子
部会員 西川憲行 高島真 豊田恵理
岡本公秀
会長 前田稔
副会长 鈴木達夫
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
高野利人 新山さおり
- 6 案件
1. 第33回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2015への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 委員会の運営方法について
(2) 議会報告会の開催について
(3) 議会の情報化について
(4) 派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
(5) 議決を要しない計画等への議会の意見反映について
(6) 請願者の説明機会について
(7) 公聴会制度及び参考人制度について
(8) 長期欠席者への対応について
(9) 議会提出議案への市長の意見表明について
(10) 議会改革白書2015について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時59分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、おはようございます。

2年任期の1年の締めの日曜日は検討部会になります。この1年間やってきた部分で、完了するもの、それから来期に継続してやるもの、そういうものを整理して、一旦この1年間のまとめをしたいと思っております。

それから、皆さん方の手元にタブレットをお渡しいたしました。きょうは、このタブレットの中に、このお配りしたペーパーの資料も入れてありますので、きょうは立ち上げから皆さん方に操作をちょっと覚えていただくと、なれていただくということで、最初に事務局のほうから説明を受けながらやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは事務局お願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） おはようございます。

まだ、これは先週末に来たばっかなんですけれども、一応きょうの会議の資料については入れさせていただきました。まずは、みんなで一緒に準備していきたく思いますけど、まずあけていただきまして、後ろが足が出るようになっていきますので、立てていただいたほうがしやすいし、見やすいかなと思います。それと、この液晶画面の上左側にボタンがあります。これがスタートボタンになりますので、ここの電源を押していただきます。そうすると、サーフェスというので画面が立ち上がってこようかと思えます。

今、ちょっと洞窟の絵が出ていると思えますけど、この画面を手で上へ向いてすらっとスライドさせていただきますとパスワードの画面があります。ここで、パスワードを打ち込んでエンターを押していただきます。

皆さん、一応画面立ち上がりましたでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議事調査室長（渡邊靖文君） そうしましたら、今、左側のほうにアイコンで4つあると思えます。多分、一番上の2つ目に、「One Drive」というところがあると思えます。これがマイクロソフトのクラウドサーバーへアクセスする、もうショートカットしてあるところですので、ここへカーソルを持ってきていただいてダブルクリック。そうすると、いろんな会議の名前がいっぱい入っていますけれども、この中で、議会改革推進会議検討部会があります。そこへカーソルを持ってきていただいて、これをまた2度押しを。ここで2回押ししてしまいますと、日付が8月18日と10月14日と2つあると思えますが、きょうは34回のほうの10月14日のほうへカーソルを持ってきていただいて、あとはこれを人さし指で上へ上げていくと、ページがどんどん進んでいくということです。

これで事前の準備は終わりということで、部会長、お願いします。

○部会長（服部孝規君） それでは始めていきたく思います。

まず1番目に、前回の検討部会の確認事項について、確認をしたいと思えます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、第33回検討部会の確認事項についてということでございます。

まず1番目の議会報告会の開催についてでございますが、この件につきましては、部会長のほうか

ら、議会報告会に関する論点の整理を行っていただいた資料を配付していただきまして説明を受けました。それから、議会報告会を実施する場合の部会長の私案についてということで、私案をご提案いただきまして説明を受けました。その私案に対して、部会の皆さんでご議論いただきまして、会派の考え方を一度確認していただくということになりました。そして、きょうの議題になりますけれども、議題のところ、各会派の意見をまとめたものを説明させていただきたいというふうに思っております。

次、2番目が議会の情報化についてということでございます。

前回の部会では、この新たに導入するタブレットではなくて、これが1人1台導入されるまでの間、個人が所有しておるタブレットの持ち込みについての議論の場でもございました。そして、一度会派の意見を確認してきてもらうということで、前回、各会派からのご報告を受けたところでございます。

6つの会派のうち、おおむね持ち込んでもいいんじゃないかという意見もございましたけれども、意見といたしましては、単に持ち込むだけではちょっと議論できないということで、議論する内容をもう少し具体的にしてほしいという意見もございましたし、それからもう間もなく、来年度以降で1人1台になりますので、その時点での検討でいいんじゃないかと。それまでは、ここはWi-Fi環境等も整っておりますので、もし調べてほしい案件があれば、委員長から事務局のほうに指示を出していただいて、事務局が検索等をするというふうな手法もあるんじゃないかというふうな意見も出たところでございます。そして、あとは、ルールづくりが必要だけど、おおむね持ち込みはオーケーという意見もございました。

そして、最終出た意見といたしましては、現在、各市でも活用している自治体がございますので、一度その活用している状況を調べると。そして、ルール等をつくっておるところがあれば、そのルールについても一応調べるということで、今ちょっと事務局のほうで各市を調査中ですので、ちょっと本日まで資料としてお配りすることができませんけれども、今現在、各市の状況とルール、この辺の取り扱いを調査中ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、3番目の委員会の運営方法についてということで、この9月定例会から議場はカメラ設備のシステムの更新、この委員会室はカメラシステムの新設とマイクシステムの更新を行いました。そして、この9月定例会から、常任委員会のインターネット配信を行ったところでございますが、このカメラ設備とマイク設備、これらの新たなシステムが一応前回の部会の際には設置をさせていただきましたので、その設備についての説明をさせていただきました。

続きまして、4番目の派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整ということでございますが、これにつきましては、各種委員会等への議員の派遣をやめたことによりまして、それまで派遣をしておいた団体とのかかわり、議論の場の調整ということでございますが、その中で、国保運営協議会と行革推進委員会、これについてがこの部会としては保留の扱いになっておりました。そして、前回の部会では、まず国保運営協議会については教民の所管になりますので、そのかかわり方についてはもう教民に委ねるというふうなことで確認をいただきました。

これについては、先般、教育民生委員会協議会を開催していただきましたときに、あわせて、この国保運営協議会とのかかわりもご議論いただきまして、一応結論といたしましては、年1回、意見交換の場を持つということで確認をいただきました。実施の方法としては、所管する部署、部長、室長等との意見交換ということで、国保運営協議会が開かれた後に、運営協議会の内容等も含めて、あく

まで担当部署との意見交換ということで、運営協議会そのものとの意見交換ではないというふうなことでご確認いただいたかというふうに思っております。

それから、もう1つの行革推進委員会のほうでございますが、これは過去の正副委員長会議で、一旦行革は財務部所管ということで総務委員会になりましたけれども、やはりこの行革の内容は全部署にまたがる内容であるということと、決算のときには非常に行革の関連はかかわりが深いということで、この検討部会といたしましては、予算決算委員会がかかわるべきだというふうなことでご確認をいただきまして、一度、予算決算委員会のほうでかかわり方を議論していただくというふうになったところでございますが、これについては、過去の正副委員長会議におきまして、総務委員会と決定した経緯もございますので、予定といたしましては、11月に臨時会が開催をされて、新たな委員会構成も決まりまして、そこで正副委員長会議が開催される予定となっております。

主な内容は、新たな所管事務調査のスケジュール等の確認ということで、そこで必ず正副委員長会議を開催させていただきますので、その場において、一度この行革の関係は予算決算委員会のほうでというふうな、まず所管の変更と、そのあたりを一度正副委員長会議で確認をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、議決を要しない計画等への議会の意見反映についてということでございます。

これにつきましては、過去の検討部会の議論の中で、執行部が策定する計画の中で、パブリックコメントを実施する計画についてはかかわっていかうと。そして、そのかかわり方として、これまで執行部のほうは、庁議が終わりまして、パブリックコメントを実施するので議会のほうに説明をしたいということで、各委員会の委員長さんのほうに協議会を開催してもらえないかというふうな依頼が来ておったところでございますが、この検討部会では、その最終段階で聞いてもなかなか議会の意見が反映されないということで、中間で1回、そして最後の素案を1回、2回かかわっていったほうが良いというふうなご確認をいただいたところでございます。

そして、その2回かかわるということを去年決めていただきましたけれども、それ以後、まだその手法で実施したことがございません。ただ、現在、執行部がつくっていますまち・ひと・しごと創生、これは全協の協議の場を活用して、夏に1回、中間の骨子を聞きました。次回、10月20日の全協で最終素案を聞く予定になってございます。ですので、実際に2回聞くということは、これと同じような流れになってようかと思うんですけれども、一応、この2回聞くということに関して、前回の結論では、執行部のほうと議長、事務局とで一度その件について調整をしてほしいというふうなことで終わったかと思っておりますので、この後の議題のところでは、執行部との調整の結果をまたご説明させていただきたいと思っております。

それから最後、6番目の議会だよりのリニューアルについてでございますが、これにつきましては、リニューアルしてから、これで3月定例会の分と6月定例会の分ということで、2度発行してまいりました。今、3回目の発行の校正中でございますけれども、一応2回発行したということで、中身の内容については、今後も随時改良を加えていくということはやっていきますけれども、カルテ上は一応2度発行したということで完了をしたいということで提案させていただきまして、この部会で一応カルテ上は完了ということで確認をいただきました。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 確認事項ですけれども、この多くがきょうの議題に上がっている項目などで、確認だけ聞いていただいて、次に進みたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) じゃあ次へ行きたいと思います。

渡邊室長。

○議事調査室長(渡邊靖文君) それでは、2番目の議会改革白書2015への掲載内容の確認というところでございます。

お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

ペーパーでも、タブレットのほうでもどちらでも出ておりますので、タブレットですと3ページ目になろうかと思えます。

この間で決定した内容といいますと、議会運営委員会におきまして、緊急質問についての申し合わせを議論してきました。緊急質問については、実施の方法についての申し合わせをずっと議論してきました。

そして、内容といたしましては、対象期間は通告の締め切り後ということでございまして、質問できる議員といたしましては、通常の質問と同じで、議長、監査委員を除く全議員が可能と。質問時間については、一応答弁を含め30分以内となっております。

そして、基本的な流れといたしましては、まずは議員から議長に文書による通告、これは通告と書いてありますけれども、一応申し出ということで、細かい通告の要旨までは出していただく必要はございません。あくまで申し出ということでございます。そして、議長から全議員に、緊急質問の文書による通告があったことを周知すると。そして、議会運営委員会で緊急質問を本会議で諮る時期について協議をしていただきます。そして、本会議で、議長発議により、緊急質問の実施について採決と。ここで、採決の結果、賛成者多数であれば、発言が許可されるという形になります。そして、発言が許可されれば暫時休憩をし、議会運営委員会を開催します。そして、議会運営委員会で、緊急質問を実施する時期、通告の締め切り、それから質疑の順番等の協議ということになろうかと思えます。これは、実際に閉会日に関ロジの関係で既に皆さんご経験いただきましたので、大体の流れはもうご理解いただいておりますかというふうに思えます。

これについては、当然、議場で緊急動議で出すことも可能ですけれども、一応申し合わせとして、やはり動議になりますと議場も混乱をいたしますので、亀山市議会としては、原則は議長に文書で申し出をするということになったところでございます。ただし、本当に緊急の緊急事態があったら、当然、動議もあり得ると思うんですが、原則は文書でやろうということになったところでございます。今回1つだけでございます。以上でございます。

○部会長(服部孝規君) よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) じゃあ次に進みたいと思います。

では、3番目の議題に入りたいと思います。

委員会の運営方法についてということで、まず事務局から説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長(渡邊靖文君) それでは、お手元の資料の2、カルテをごらんいただきたいと思えます。

これは、委員会の運営方法ということで、カメラ、マイクシステムの更新の関係のカルテでござい

ます。そして、これの3ページ目の対応内容のところをごらんいただきたいんですけども、青字でペーパーでは書いてございますが、一応、9月定例会から、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各常任委員会及び予算決算委員会の各分科会について、インターネットのライブと録画の配信を開始いたしましたので、これをもって、このカルテは完了とするという確認の事項でございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） これについてご意見がありましたら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今、これは議会の録画のインターネットの配信をすると、検索するときに、議員名から検索したりしますよね。そうすると、この委員会の場合だとみんなごっちゃになって質問するんで、それはできないということなんですかね。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 本会議とか予算決算委員会の質疑、質問は、個人別で編集しておりますので、そういった議員別での検索が可能ですけど、通常の常任委員会及び分科会については、その開催質疑の期間を一括した映像ファイルにしていますので、個人別では見られないという状況です。これは、やはり編集がしにくいんですよ、やりとりの関係が。その議員さんばかりならあれですけど、そういうことでございます。

ただし1点、録画配信の実施の日を、通常、本会議も全て、会議のあった翌週の水曜日の配信ということで、今ずうっと取り組んできましたけれども、せっかくライブで配信できるんやったら、録画も早くできないのかなという意見もございましたので、一応、常任委員会については、中2日で今配信をというところまでこぎつけたところでございます。ですので、仮にもし委員会が月曜日に開かれたら、火、水、中2日置いて、木曜日には録画が見られるというふうな、従来ですと月曜日の会議ですと翌週の水曜日、金曜日であっても翌週の水曜日というのをちょっと早く録画配信してもらえるように業者と相談したところでございます。以上です。

○部会長（服部孝規君） 他にありますか。

豊田委員どうぞ。

○部会員（豊田恵理君） 先ほどのお話なんですけど、以前ちょっとシステムの件でお話を聞いたときは、神戸速記さんでしたっけ、事務局のほうでエンコードを先にして、送ってという形だったのが、今回はしなくなったということは、何か予算的にすごく高くなったとか、そういうことでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） その件については、本会議も同じなんですけれども、本会議も昨年からはライブ配信をやっております。そうすると、今までは録画配信だけでしたので、うちで撮った映像のDVDをわざわざ業者へ送る必要があったんですけども、ライブ配信を実施しますと、その映像がそのまま神戸総合速記のサーバーに入っていくことになりますので、映像を送る日数が要らなくなったということで、これは、いわゆる経費の削減になっています。郵送費とかDVD代が要らないということになりますので。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） ということは、事務局さんの労力とかも削減みたいな形になったわけですね。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今まででしたら、一日の会議が終わりましたら、DVDに映像をコピーして、それを郵便局へ持っていくと。ただ、会議は夕方に終わりますので、もう市役所の郵便には間に合わないので、いつも職員が夜、郵便局へ速達で持ち込んでおったという、そういった速達の経費とか持ち込みの手間も省けているということでございます。

○部会長（服部孝規君） 他によろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ次に移りたいと思います。

議会報告会の開催について、事務局。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議会報告会の開催につきましては、先ほど33回の確認事項でも若干お話をさせていただきましたですが、前回、部会長のほうから、議会報告会を実施する場合の私案ということでご提案いただきました。その私案に基づいてご議論をいただいたわけなんですけれども、各会派の意見も集約してきてほしいというふうなことで部会長から提案があったかと思うんですけれども、各会派の意見を資料の3でまとめてございます。資料3をごらんいただきたいと思います。

簡単に各会派の意見を説明させていただきますと、ぽぷらさんは、開催が年1回では少ない。そして所管事務調査はこのまま継続すべきであると。そして、開催日数をふやす、時間帯をずらすなど、工夫が必要ではないかという意見をいただいています。

緑風会さんでは、現時点では報告会は実施をしないと。報告会を始める前に、議員の能力の向上が重要であり、所管事務調査については議員によって進め、まとめていくことを基本にして、今後も続けていくという意見をいただいています。

新和会さんでは、報告会の実施については否定的ですと。そして、広聴機能の充実策ということで、所管事務調査での関係者との意見交換会において、対象を広げて、一般市民にも意見を述べる機会を設けてはどうか。テーマは指定されているということで、所管事務調査を廃止すると、議会の政策提言能力の低下をもたらすという意見でございました。

日本共産党さんからは、広報としては、議会報告番組を活用するだけでなく、市議会だよりも会場で配付をいたしますと。そして、所管事務調査については、議会報告会の広聴の部分のテーマとして位置づけるというご意見でございます。

公明党さんからは、現在行っている各常任委員会の所管事務調査は、委員会機能の強化や議員の資質向上に一定の効果をもたらしていると考えられることから、部会長私案の取りやめは納得ができません。今後も続けていく必要があるという意見でございます。他市が行っているような形の議会報告会を行うのであれば、参加人数の減少や参加者の固定化などの課題を解決したものにならなければならないと。以上のことを考えると、議会改革推進会議で2ステップ論が統一見解をされているが、現在行っている所管事務調査の各種団体等との意見交換会をそのまま亀山市議会の広聴機能として位置づけていけるのではないかと。その折、できるだけ議会側から出向いていくことや、広報番組の放映、テーマ以外の意見を吸い上げる工夫をしていくなど、所管事務調査を強化する必要があるというご意見でございます。そして、結論として、所管事務調査を亀山市議会の議会報告会と位置づけるという

ふうな意見でございます。

創政クラブさんは、報告会の開催については、提案された案に賛同ということでございます。ただし、運営等においては、各常任委員会の正・副委員長が指示し、全議員が役割分担をして行うほうがよいというご意見でございます。

無会派さんからは、報告会の実施については可でも不可でもない。報告会を開催する場合は、所管事務調査は従来どおり続け、現在行っている意見交換会を議会報告会に置きかえ、特定の団体に限定するのではなく、幅広く市民から意見を聴取できるよう開催したほうがよい。広聴の部分については、今後、議会として議論していくことになるようなテーマを設定して、意見を伺ってはどうかということで、各会派の意見の集約をさせていただきました。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

これを各会派へお願いをしたときに、私のほうから言わせてもらった、あくまでも全会一致ということで実施に踏み切りたいということでありました。これを見る限り、全くだめやというんではないんですけども、緑風会さんは現時点ではということでありますし、新和会さんも否定的という言い方をされています。だから、少なくとも来年4月以降とか、来期で実施するということは、現時点では無理ではないかというふうに判断をしています。

それからもう1つ、今回、非常によかったなあと思うのは、所管事務調査について、それぞれが意見を出していただきました。内容的には、本当に所管事務調査を続けてきたことよっての効果であるとか、それからさらにそれを続けていくとか、内容をもっと充実させよとかいうような方向での意見が大体、これは一致しているように思います。だから、今後、議会報告会と名づけませんけれども、いわゆる現在の所管事務調査を実質的には議会報告会という位置づけというふうな考え方をしてもいいんじゃないかというふうに思いますので、議会報告会とは呼びませんが、所管事務調査を充実させていく、それから内容ももう少し手を加えていくような。

だから、ここにも書いている、直接出向いてはどうかとか、それから団体だけやなしに一般市民の人にも参加してもらってはどうかかというようなことも出ていますので、こうしたことも今後の検討課題になるのではないかと。これは、やっぱり10月、11月以降改選された後の正副委員長会議の中で、この辺をちょっとまた検討していただく形になるのかなと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。今回はそんなところでおさめておきたいと思います。

ただ、これは、来期も引き続き協議はする課題だということで、完了とかということではなしに、あくまでも現時点でそういう判断をして、とりあえずは議会報告会に踏み切るというのか、よそがやっているような議会報告会をやるということについては、この1年間の検討ではできないという判断をするということではいかがですか。意見がありましたら、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 所管事務調査については、もっと充実、改善をさせようやないかということね。この点も含めて了解いただけますか。それもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあそんなことを基本点にして、今期はおさめたいというふうに思います。来期もまた、時期を見ながら検討していきたいというふうに思います。

じゃあ次の課題へ行きます。

議会の情報化について、事務局。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、カルテの資料4番をごらんいただきたいと思います。

議会の情報化、タブレットの利活用の関係でございますが、これにつきましては、本日もお配りさせていただきましたけれども、10月8日に10台納品がされまして、一旦、ウィンドウズ8.1で購入いたしましたけれども、全てウィンドウズ10へのバージョンアップも終えておる状態でございます。本日、初めて内部会議で使用しましたけれども、これからの各種委員会等でもこういった形で、ペーパーの資料とタブレットと2つ併用しながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう10月に入りましたので、新年度の予算要求の時期になってまいります。ですので、皆様にご確認いただきたいのは、来年度の28年度で、一応議員1人1台配付できるような形でのタブレットの予算要求をしていきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと皆さんにご意見をいただきたいのは、まず会派室のパソコンにつきましては、今、ウィンドウズ8.1のダウングレードの7というふうな形でデスクトップのパソコンが入っておりますが、同じ時期にプリンターまでの更新が予算的にできませんでした。かなり古いインクジェット式のプリンターなんですけれども、これを要求としては、各会派室、複合機の形で要求をしていきたいというふうに思っております。それから、来年度、タブレットが1人1台になりますと、タブレットから印刷をすることも多くなってこようかと思っておりますので、プリンターのほうもWi-Fi機能つきで、一々線を接続せずに、無線で印刷できるような形の対応のものを考えていかないかなのかなというふうに思っております。

それからもう1つは、どんどん資料がデータで来ますと、ペーパーレス化ということも考えていかんらんと思います。そのときに、当面は当然紙ベースと併用という形にはなろうかと思っておりますけれども、この資料を印刷するとき、インクジェット式ですと非常に時間もかかると思うんですが、一旦図書室あたりにレーザープリンターを1台置いて、もしタブレットから資料を大量に印刷をされる議員さんがおるということであれば、図書館でレーザープリンターを活用して印刷していただけるような環境もこれから必要になってくるんじゃないかなと思っております。その辺の要求をしていったほうがいいのかどうか、皆さんのご意見をちょっと伺いたい。それか、もう一気に各会派室にレーザープリンターをとというふうなことになるのかですね。

○部会長（服部孝規君） 副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 初歩的なことで、さっきおっしゃったプリンターを複合機にとおっしゃったんですね。それと、レーザープリンターって一緒なんですか。そこから教えてください。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今、各会派室に置いてあるやつは、インクリボンを入れるタイプで、こういうふうに動きながら、すごく時間がかかりますよね。事務局にあるプリンターは大きいんですけど、あれはレーザープリンターということで、一度に高速で大量に印刷できるという違いがございます。当然、もとの値段も高いんですけども、かなり時間を短縮できると思います。ただ、レーザープリンターを全部の会派室に導入となると、ペーパーレス化になるんだろうなというふうな議論もついてくるので、余り一気にレーザープリンターを会派室に入れますというふうな予算要求をしますと、場合によっては、じゃあペーパーレス化をどれぐらい考えておるとか、そういう議論に

なってくる可能性が非常に高いと思うんです。

ですので、会派室は従来どおりのインクジェットのプリンターを、今の時代ですので、通常のコピーもできたりとか、ご家庭で使われておる複合機、今入っている会派でいきますと、昔、公明党さんとかに入っていました黒い複合機、ああいうタイプのものを各会派室、かえられたらどうかなど。今、既に複合機が入っておる部屋についてはW i - F i 対応型にしようかなと。デスクトップだけなら有線でもいいと思うんですけれども、このタブレットからも使えるようにしようと思うと、やはりW i - F i 対応型のプリンターのほうがいいのかなど。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 情報化していく、タブレットを入れていく、ペーパーレスにしていくというところからすると、逆行していく部分もあるかなと思うんですけど、言われたように、レーザープリンターを事務局にもう1台ぐらい入れて、どうせ無線で行くんやったら、どこからでもそこへ飛ばせるわけやもんで、事務局に、印刷したければ送れば印刷できるんで、事務局に大きいのを1つ入れたらどうなのかなと思うんですけど、それで会派室のプリンターをもうなくしてもいいのかなあという気はするんですけど、どうでしょう。

○部会長（服部孝規君） どうですかね、今の意見。

高島委員。

○部会員（高島 真君） それも一理あると思うんですけど、それをある会社で一度やったことがあるんです。そうしたら、印刷したやつが取りに来やんとか、誰が誰で、まざってしまっただ変になるもんで、会社でそれはすぐにやめたという事例があっって、部屋からぼんと事務局に送って、事務局で印刷したら誰のやつかわからんというのがあっって、部屋のをなくしてもいいと思うんです。なくしたら、それこそ図書室なんかでその人が前におっって、光で飛ばしてやっってしまうというのが、一番間違えとか、そういうのが起こらんのかなあ。誰がしたプリントかわからへんし、人のプリントとごっちゃになるともうわからんようになるもんで、ましてやここではないにしても、マル秘扱いやったりとかすると大変なことになってくるもんで、目の前におっって、図書室なら図書室で。それで、会派室のやつはなくしても僕はええと思うんですよ。デスクトップをここに移せるわけですので、それをやったりとか、ワードやエクセルはみんなこっちで処理はできていくとは思うので、これをなくすかわりにあそこで1台というのは僕はオーケーやと思います。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） うちにあるやつは、W i - F i 環境にあるやつですか。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今はできないです。

○副部会長（森 美和子君） そうすると、うちにあるやつよりも、ほかの会派室にあるやつの方が古いタイプなんですか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 複合機が今入っておるのは2会派だけです。創政クラブさんと公明党さんが前のを持っていっっておるというだけやと思いますね。それ以外は、本当の古い旧式のタイプです。

それと、事務局に置くという話がございましたけど、今、事務局には大きなレーザープリンターがコピー機とセットの白黒とカラーと1台ずつあるんですが、これには会派室のは接続ができないんで

す。これは庁内LANでつながっておるということで、接続されておるパソコンからのプリントアウトしかできないので、事務局に置く場所もないので、もし別で置くとしたらやはり図書室に置くというふうなことになるかと思います。

○部会長（服部孝規君） どれぐらい、例えば大量にプリントアウトするようなというのはどれぐらいあるんやろう、余りないですか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） これはあると思うんですよ。これは読みづらいから、みんな今までどおりペーパーレス化していこうというのだけど、これが読みづらいので、みんなこうやってペーパー化にしていこうという人もおると思いますよ。それを否定するわけにはいきませんので。

○部会長（服部孝規君） それは同時配付になると思うんですよ、ここへ入れるのと、ペーパーは。そのペーパーをなくすということを同時にやるという意味じゃないもので、並行して、ペーパーはペーパーで今までどおり、これはこれでという。だから、わざわざこれを打ち出すという必要はないよね。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 当面そうなると思います。

ただ、これは執行部との調整事項になってこようかと思うんですけども、今も会議の開催通知なんかを、ファクスの方も見えますし、メールの方もお見えです。会議録も、データの方もおれば、本冊の方もおりますので、ペーパーレス化を少しでも進めていこうと思えば、議員の皆さんに確認させていただいて、例えばもうペーパーは要らないという議員さんがお見えになれば、その方はもうこのタブレットのみというふうなことへ変えていくことも可能かなとは思いますが、ただ、そのときに、その議員さんの必要な部分はやはりプリントアウトする必要があるので、そのときにはやはりレーザープリンターが要るのかなと。

ただ、図書室に置くときに、カラーのレーザープリンターを入れますと、白黒を出すのも全てこのカラープリンターを使うと、インクの消費量とか、かなりもったいないですので、ひょっとすると白黒のレーザープリンター1台と、カラーのレーザープリンター1台、2台置いて、白黒の場合は白黒を使う、カラーを出すときはカラーをという使い分けをしながら2台置いて、そのかわり各会派室のプリンターはもうなしというふうな西川委員さんのご提案もあるかなとは思いますが、ただ、遠い会派から取りに一々来てもらわなければならないというのはあると思うんですけど。

○部会長（服部孝規君） この問題が難しいのは、個々の議員のこういうものへの対応能力というのがそれぞれ物すごく差があるな。だから、そこらを見た上で決めていかないと、できる人はもうこのラインでいいやないかと言うし、できない人はやっぱりここでしてくれという話になるんで、そこをどう合わせていくか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） それも含めてプリンターを1つにしておくと、事務局に助けてもらうときもやりやすいと思うんですよ、各会派室にあるよりは、プリントアウトに関してはね。個々のレベルでできにくいという部分については、特に1台のプリンターのほうが事務局も対応しやすいんじゃないかなあと。

○部会長（服部孝規君） ただ、僕がもう1つ心配するのは、事務局の負担がふえるのも。議員が1人1台持ったがために、事務局の負担がかなりふえることになるのも。本来は議員が自分でやるため

にこういうことをしていくのに、それが逆に事務局の負担がふえるような形になってしまうのもどうかかなあと。本来のこれの趣旨と違ってきやへんかなあと。だから、そこらあたりが、どうしても個々の議員さんの状況が違うんでなかなか決めづらいところはあるように思う。

例えば今言われたように、メールすらできないと、こういう言い方は悪いかわからんけれども、電話のファクスでないと議会からのあれが受けられないと、そこすらないという部分もあるんで、そういうところからまず上げていかないと、なかなかできやんのやないかなというふうに思うんですけどね。だから余り先々へ行き過ぎても、結局持ったけれども、使っておるのはごく一部という、あとの人はもてあましておるみたいな状況もどうかかなあとと思う。

副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 今、各会派に置いてあるプリンターでやりにくいということはありませんか。

○部会長（服部孝規君） それはあると思うよ。うちはある。物すごく遅いもん。

副部会長。

○副部会長（森 美和子君） そうすると、やっぱりレーザープリンターを置かない、もうちょっと待っておこうかとなると、各会派はそろえなあかんということになりますよね。また無駄になるということか。

○部会長（服部孝規君） 確かに、各会派のものを置かずに、図書室にカラーと白黒で2台置くというのは、経費的には安上がりやわね。だから、そういう方法も、経費の面からいえばある話やな。

副会長。

○副会長（鈴木達夫君） いろいろあれですけど、予算的にも印刷機が幾らぐらいするのもわからないですけども、即座にペーパーレスまでは至らないんですけども、我々も議会として、庁内でも1室1改善みたいなあれも進んでいる中で、例えば何年度くらいまでには印刷の関係で半分くらいは削減したいね、ペーパーレスの人が議員の中で半分くらいいるねみたいな、そういうことももくろみながら、あるいは予算の関係もありますので、もう一度整理をしていただいて、事務局のほうから1案、2案ご提案をいただければよろしいかなあ。ここで結論が出ないもんですから、お金の関係もわからないし。

ただ、僕も個人的ですけども、これをいただいて、僕は自分の紙とITのあれをどういうふうに整理するかということを考えた場合、できるだけ僕はこれで、あとはノートで控えるようなやり方としてみたいなあとは、個人的には思う。だからもう資料は要らないと。できるだけこれを見て、自分でノートで整理するみたいな形にしようかなあとは今ふわっと思っただけで、技術的にできるかどうかわからんですけど、もうちょっと事務局に整理をしていただいて、また整理する必要があるんじゃないかなあと思います。以上です。

○部会長（服部孝規君） 副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 結構、この議会で提出をされる資料に関しては、副会長がおっしゃったように、どんどんペーパーレス化していくということはあるんですけど、調べる中で、各省庁、厚生労働省とかというところが出している資料を出したいとなると、結構量があって、そういうことも結構あるんですよね、私たちも。そうなるとプリンターは、レーザープリンターを置いてどうなのか、そこがすぐ使えて、議会のときにそれぞれが重なってくるのか、ちょっと各会派の状況が私もわかん

ないのでわかりませんが、結構議会が近づいてくると、プリントアウトする部分も多くなってきたりもしますので、そこら辺がどうなのか。そのプリンターも今は結構安いですよ。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） ちょっと参考までに事務機屋さんに確認もしたんですけども、複合機ですと、家庭用と同じやつですので二、三万、3万に多分行かないと思います。2万円台で今いいのが買えます。それがレーザーになると、カラーレーザーで多分10万を今もう切ってきておると、七、八万ぐらいではないかというふうなところですよ。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 森副部会長が言われたように、厚生労働省の書類を全部印刷するよりも、ここへダウンロードしてしまえば、これで全部見られるようになるので、そういう意味でペーパーレス化をしていくと、経費の削減になるけれども、それを全部今までどおり印刷していくのであれば、言われるように、時間も経費も今までどおりということです。それをどうするかというのが、今後の方向性を決めていくということになるのかなあとと思いますけど。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） まず入れてから、ペーパーレスもまだやっていない状況で、これを使い出してから、もう少し話したほうがいいのかなと。ちょっと今では決まらない気がします。

○部会長（服部孝規君） 私自身もこのタブレットを使ってないんで、だから今回初めてこうやって操作させてもらったんですけども、まだやっぱりわからん部分があるんです。だから、多分使っていない人にとって、来年度から1人1台ですよということにしてもなかなかいかんのかなと。それより、例えばもう1年、こういう10台という形でもって、委員会で使っていくということで経験をして、それ以降に1人1台でもいいかなあという。それぐらいなれないことには使えやんのやないかなあという、結局1人1台買ってね。そんな思いもあるんですわ。その点はどうですかね。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） これは全員に1台ということは、もう全くの個人所有のような形で、家へ持っていてもいいし、車の中に置いておいてもいいしというような形になるけれども、10台だったら、例えば委員会でこうやって使ったら、はいと返して、皆保管してということになるけど、昔から言うやんか。習うよりなれよというんやけれども、その習うよりなれよというのが1人1台やったら、持ち帰ってやるなり何なり、車の中で暇なときにやるなりでいろいろあちこちさわりたいって、なるほどという面が多々出てくるのやけれども、それじゃないと、一々返しておったら、本当に限定された時間でマスターという、そのほうがよっぽど難しいと僕はそう思うんですよ。

だから、例えばうちの新和会を見ても、3人ともおぼつかない連中ばかりそろっておるんやけど、そうやけれども、やっぱり家へ持ち帰っているいろいろいじくっておるうちに何となくわかってくるとか、そういうのもあることやで、委員会のときだけ渡して、はい、あとは返してくださいでやると、逆にそんなことを何年やったところでスキルが身につくのかなと思うんですけどね。

○部会長（服部孝規君） それは一理あるな。そうやから、ふだんやっている人は別にこれでも十分対応していけるけれども、岡本委員が言うように、家でやっていない人は、それこそもう月に1回ぐらいしかさわらないという、それではスキルアップにならへんという部分は確かにある。だから、あえて1人1台持つことによって、スキルアップをするような仕組みをつくるということのほうが大事

かもわからんね。

その点どうですかね、まず1人1台という点に関してなんやけれども。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 私は、岡本委員がおっしゃったように、しっかりさわって、私もこれを持ったことがないので、なれていきたいという気持ちはあります。ちょっと今の議論がプリンターとこれとごっちゃになっているんですけど、いっぱい言われて。

○部会長（服部孝規君） そう。幾つかのうちの一つとして、まず整理させてもらうのは、1人1台これを。

○副部会長（森 美和子君） 持つかどうかという。これは、もう予算要求していただきたいなと思います。

○部会長（服部孝規君） よろしいか、その点は。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ1つ、来年度1人1台はオーケーと。

じゃあ次、さっき言うたプリンターの問題。各会派室にプリンターを置くのか、図書室に置いて一括でやるのかと、この辺の問題ですわ。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） さっきも言ったように、まずペーパーレス化の方向性を目指すのであれば、できる限り印刷しなくていいものは、ここへ落としてここで閲覧するという方向を、一人一人の個人的なスキルの問題ですけど、上げていくしかないと思うんですよ。ただ、それが今すぐできるわけではない、1人1台になってもすぐできるわけではないので、印刷は必要だと思います。

その印刷をするに当たって、印刷のやり方自体は、今のデスクトップのパソコンでやる印刷とこれになっても、要領は一緒なんです。ただ、有線で印刷するか、無線で飛んでくかの違いと、あと置いてある場所が会派室になるか、図書室になるか。だから、図書室だったら自分が動かなきゃあかんという労力が出てきますけど、だからそんなに使っていないからといって怖がる必要はないと思うんですね、プリンターについてはね。だから、議論がレーザーというのは、印刷速度が非常に速いと。その点については、さっきも言っていましたけど、今のやつは1行ずつ印刷していくんで、こうやってぎいぎいこと。レーザーは1面を一遍に印刷するというイメージなので、相当な速さになると。

だから、どうせ買うんだったらレーザーのほうが速いですよというだけで、そういう意味では、各室にレーザーを持っていくのが無理だったら1台だけでも使って、あと今後予算を要求していくに当たって、一つずつ会派室にふやしていくとかという方法もあるので、まずはそういう使い方をしてみてはどうかとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） 現状は、とにかく通告書をプリントアウトするのに分単位でかかる。

それはもう本当にかえなあかんのは事実だわ。そのときに、かえるに当たって、言われたように、各会派室に置くのか、もう図書室に置いて一括でやるのかという、この問題だけやと思うな。費用的には図書室に置いたほうがいいわけや。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 緑風会だけとっていうと、使用頻度がすごく少ないので、みんなうちでやるというのが多いので。それをもって、各会派室にレーザープリンターを置いてあげようと言われて

も痛い面があるんです、使用頻度がすごく少ないので、僕は一括してしたらいいんじゃないかなあとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） 確かに取りに行けばいいだけでね、別に事務局を患わすわけやないんで、それぐらいのことは。自分で操作して、図書室へ行って、プリントアウトできたやつを持って帰ってくるだけのことで。紙詰まりとかなんとかというようなことになれば、それは事務局がせんならんでね。それ以外のことは特に手間かからへんね、図書室へ置いたとして、1台。事務局の負担がふえるということはないわね。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 1台で済むんなら1台でええということやね。いずれにしても、カラーも白黒もできるようにはするということや。それが1台でできなければ2台という。それで、各会派室に必要なと、置かない。置かずに、そこでもう一括でやると。これは経費の削減にもなるということで。で、Wi-Fi対応のレーザープリンターにするという、こんなことで。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 2台にするか1台にするかは、予算的な金額の面もあると思いますし、それと実際にWi-Fiでどこまで飛ぶんかというのがちょっと不安はあるんです。ただ、タブレットになればどこでも持っていけるんで、多分図書室で作業をするケースもこれからはふえてくるんじゃないかと思うんです。

○部会長（服部孝規君） 公明党さんとか、ぽぶらは遠いで、タブレットを持ち込んでもらうて図書室でやってもらったらいい。

それじゃあそんなことで、3まで終えて、休憩に入りたいと思います。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○部会長（服部孝規君） それでは再開をいたします。

派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整についてというところで、渡邊室長、よろしいでしょうか。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これは、先ほど33回の確認事項のところでも少しお話をしましたけれども、2つ、この部会で保留になっておったという部分があったかと思います。国保運営協議会につきましては、もう教民のほうで先般、年1回かわっていくというふうなことを決定していただきましたので、そのように今後も1年に1回は担当部署から話を聞くということになろうかと思います。

そして、行革推進委員会の行革の関係につきましては、予算決算委員会という確認をいただきましたので、11月の新たな正・副委員長さんによる正副委員長会議の場でもう一度確認をいただいて、一旦総務に振られておったものをもう予算決算委員会でやっていくというふうな確認をそこでとっていただいて、これについては完了としたいと。もう少し、あと一月はちょっとこのままということで考えております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 今のような内容でよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君）　じゃあ次に行きます。

5番目、議決を要しない計画等への議会の意見反映について。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君）　これにつきましては、先般、山本企画総務部長と正・副議長とちょっと話をさせていただきました。そして、この検討部会では一応2回かかると。中間骨子の時点で1回、それから最終素案がまとまった時点で1回。その最終素案を聞く場所も、庁議の前がいいのか、終わってからがいいのか、その辺も含めてちょっと協議をさせていただきました。

その中で、この検討部会では、パブリックコメントを実施する計画は全てかかるといふうな一応結論が出ておりますが、執行部のほうの意見を聞いてみますと、まち・ひと・しごと創生のような形でスケジュールを立てて、たしか4月に方針が出て、全協で説明がありました。そして、夏に骨子ができたのでという説明、そして10月に今度最終素案が出ますというふうなスケジュールが当初に立てられます。今後、総合計画につきましても、今、基本構想のあたりを着手していたと思うんですけども、今後、この1年半をやっていく中のスケジュールというのもある程度組まれておるので、どこで中間を聞くというのが、ある程度予定を立てるんですけども、話を聞いておりますと、本当に短期間で策定する計画も中には当然あります。それだと、その中間というおる間にもうできてしまうと。どうしても、議会が説明を聞いて、議会として意見を出すのであれば集約をして、最終、執行部へ意見書を出すとなると、一月ぐらい時間がかかってしまったりします。そうすると、そんだけ執行部の作業もおくれていくというふうな意見もいただいています。

それから、うちはパブリックコメントというふうなことでくりましたけれども、パブリックコメントをするというのは、やはり市民にかかわりの深い計画、関係がある計画が当然パブコメになりますが、市の内部計画はパブコメは多分かからんと思います。ただ、内部計画であっても、重要な計画というのは当然ありますので、それは説明を聞かんでもいいのかというと、当然そうじゃないと思います。これは多分、執行部のほうも説明をしたいというふうな、また申し入れもあろうかと思っています。

ですので、この間の話では、毎年5月に所管事務概要説明のときに、各委員会別で、その年に策定、もしくは改定、変更する計画の一覧を出していただくことになっています。それには、ことしパブコメをするやつには「パブコメあり」というふうな記述がされております。それをもとに、各委員会で年間スケジュールを立ててもらうわけですけども、例えばそこにはパブコメはやらないけれども、執行部としてはちょっと説明をしたいというふうなのがあるのであれば、そういう欄も設けたらより表がわかりやすくなると思います。

そして、その計画の内容が、タイトルだけでは私らでもわかりませんので、一覧が出たときに執行部とその辺をよく詰めて、これはやはり重要な計画やで、議会からの意見も出さんならん計画かもわからんし、パブコメはするけれども、重要度、優先順位からいくと低い計画も当然あると思いますので、その辺をやはり執行部からいろいろ話を聞きながら、どれを取り上げるかというのを決めていく時間も必要じゃないかなというふうな意見もいただきました。

そして、なおかつ、28年度が第1次総合計画が完了する年度ですので、大概の市の分野別計画は総合計画に計画期間を合わせてきております。ですので、終わる年度は大体28年度が結構多いんです。そうすると、恐らく教育民生委員会なんかですと、かなりたくさんの分野別計画が28年度、新たに29年度に向けての策定に入ってくると思いますので、そうなってくると、今、例えば所管事務

調査とか、各種団体との意見交換とか、それだけでかなり今委員会で日数をとられておりますので、それに、それプラス、パブコメのやつに全部かかわっていくということが実際できるかどうかというの、ちょっと日数的にもかなり委員会のほうに負担もかかってくるかもわかりませんので、ある程度計画の一覧が出たときに執行部と調整の場をとって、そして委員会でこれとこれはやっていこうというふうなことを決めていただいて、スケジュールを組んでもらうほうがいいんじゃないかというふうなことを、きのう議長と副議長のところで話がありましたので、きょう部会でその話もさせていただいて、一度部会で確認をいただきますというふうなことできのうは終わりました。また、副会長のほうからも補足の説明があるかと思っておりますので、以上、私のほうからはこれで。

○部会長（服部孝規君） 副会長。

○副会長（鈴木達夫君） 今回の説明のとおり、一応この議会白書では、パブコメを必要な各計画については、骨子案、それからパブリックコメント前に2回の説明という。これは、もう来年になりますと、相当数のものがある。それからまた内部計画等、同じことなんですけれども、パブコメをしないけれども重要なものはあると。だから、そういう意味では一度整理させてくれと、知恵を出し合おうと、議会と執行部と。そういう段階で、来年度の計画ものも整理をしながら、常任委員会別にかかわりを判断するという形になるのではないかなあという思いで、今の時点ではいます。

○部会長（服部孝規君） 簡単に言うと、1つの決まった対応の仕方、全ての計画に対して1つの対応の仕方ということではなくして、計画を全部並べて、議会として説明が必要なものと、それから向こうとして説明が必要なものとというものを、意見をとにかくすり合わせをして、その中から、いわゆるどれをいつの段階でどう説明するというのを、5月なら5月の段階で決めてやっていこうと。そうしないと、ボリュームが多いときは、もうそんなんええわって議員の側から言うようなものまで、結局しゃくし定規に、真ん中とパブリックコメントという決め方をすると、もう全部せんらんとということになってくるんで、これも理事者側にとっても、議会の側にとっても余り効果的なことではないということで、その辺は議員側も、執行部側も選択できるように。それを両方が突き合わせて、28年度やったらこれとこれとこれをやりましょうというようなものを決めていくような作業していったほうが効率的なのかなということ。

副会長。

○副会長（鈴木達夫君） その意味で、この議会白書も、この部分については、今即座にはないんじゃないですけども、ちょっと整理をし直すという必要性は出てくると思いますね。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 確かに、今年度変わる計画とかという一覧を執行部のほうに出してくれと言って、出していただいているけど、その説明はないですよ。ないし、こっちも求めていないし、所管事務概要書のところにひっついていてというだけの話であったのを、きちっと私たちも説明を受けながら意識をする必要はあるのかなあと思いました。あと、そのやり方というのは、それでいいかなあ。その所管の中で決めていくという、今年度はどうするかということ。

あと、素案みたいな形では出てくるということですよ。もうそれも出ないということか。中間、それから最終で今は言っているけど、最終なら最終のところ一旦議会のほうに説明とかも全くなして計画がぼんと出てくるのか、そこら辺はどうなんですか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 一応この検討部会のほうでは2度かかると、中間と終わりというふうなことで決まっておりますので、基本はその2回ということなんです、その計画によっては、その中間がないといいますか、一気につくっていくものもあるということでございますので、その辺は執行部と最初に調整する中で、この計画はもう最終素案しか説明する場はないというふうな場合も中にはあるかもわかりません。でも、それ以外は、やる場合は2度かかわっていくというふうなスタンスやと思うんですけども。

○部会長（服部孝規君） それで、ここのカルテのところにも書いてもうたんやけど、要するに骨子の段階と最終段階の2回説明を聞くこととして書いてあるんですね。だから、これは、あくまでも原則というようなことにして、必ずしもこういうことにはなっていない部分があるんで、骨子の部分での説明がなく、もう最終段階だけということもあり得るというふうに見たらいいんじゃないかなと思うんですけども。

それからもう1つは、場合によっては、全ての計画を一つ一つ全部やるということやなくして、議会側と執行部側との話し合いによって、これはもう説明は要りませんよというような場合もあるかもわからん。執行部側は、パブリックコメントはかけないけれども、この計画は説明させてくれというものもあるかもわからん。それは、全部の計画を聞いた上で判断していったらいいんじゃないかなと思うんやけどね。だから、あくまでも原則としてこういうのを決めておいて、これはその場その場で判断していくということでもいいのやないかなと思うんやけどね。そういうような形でのまとめ方をすることでもいいんやね、副会長さん。しゃくし定規にこれを全てのものに当てはめるといって、全ての計画にこれを当てはめるといってではないという理解でいい。

ただ、副部会長が言われたように、計画の名前だけ書いてもうたって、どういう趣旨で、どういう内容の計画なんかわからんではあかんので、やっぱりその程度の説明は文書でちゃんと出してもらわんことには判断できやんと思うね。だから、計画そのもの全体はまだできてへんで無理やけど、いつも計画書を見ると、最初に「初めに」というのがあるやんか。これはこういう趣旨で、こういうことに基づいて計画を立てるといって。計画期間は何年というような形で、そういう大まかなものはやっぱり示してもらわんと、その計画を議論する必要があるのかどうかということすら判断できないということやで、それぐらいは出してもらわなあかんということやね。

副部会長。

○副部会長（森 美和子君） やっぱり、その所管の説明のときに、今回はこういうものが出ますということだけはちょっと言ってもらったほうがいいん違うかな。

○部会長（服部孝規君） それは出るよ。

○副部会長（森 美和子君） その書類だけを出してもらっているもので、今は。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今は、5月の所管事務概要説明のときの協議会の資料の中に、各委員会別に所管する計画の一覧があって、その中で、例えば来年の5月ですと、28年度中に策定、もしくは変更する計画でパブコメをするやつは皆「パブコメあり」に丸が打ってあります。そうすると、それで委員会としてはわかるわけですよ。それプラス、執行部から、パブコメはないけれども説明したいやつ、そういうのもちょっと入れてもらおうと思っておるんです。そうすると、その2つが重要な計画になってこようかと思うんですけども、それらについては、その場でこういう計画をつく

りますというのを説明してもらうのは可能やと思います。一本一本全部説明は時間がかかりますけれども、パブコメがあるやつとか、執行部が説明したいやつは、こんな計画をという所管から説明してもらうというのをルールにしておけば、それは可能だとは思いますが。

それを聞いて、委員会と執行部の間で、今年度どれにかかわっていくかというのを決めていただいて、そうすると年間のスケジュールが委員会として立てられますので、そういう流れになってこようかなと思いますけど、ただそういう場をまたそれで設けやんならん。説明は聞けますけど、じゃあどれにかかわっていくかというのを、所管事務概要説明の協議会の場でそんな議論をしておるとかなり時間がかかると思いますので。

○部会長（服部孝規君） だから、別途やっぱり協議会をやらんなんね。計画のあれに絞った形でね。

以上のようなことでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） ちょっと今までのを修正するというようなね。

次、6から9なんですけれども、これは先日、ぎょうせいのほうから説明を受けた4つの項目なんですけれども、1つずつ行きますか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、6番と7番はセットで行きたいと思いますが、これはぎょうせいから部会でも説明していただいて、推進会議の場で、議員全員、皆さんの前でもご説明いただきました。ですので、この請願者の説明機会、これは結構今も他の市議会でも、請願を議会に持ってきたときに、趣旨の説明をしますか、しませんかというふうな一応問いかけて、するという意思表示があれば、そういう場を設けておるといふ議会もふえてきました。ですので、一応、この請願者の説明機会のルールというか、実施要領ですね、これと、公聴会制度、参考人制度は、今までからこういう制度があったわけなんですけれども、ただうちはこういうことを今していなかったと。今後、可能性がゼロとは言えませんが、もしそういうときに、マニュアルとか実施要領がないと直ちに困ることになりますので、この6番と7番については、今年度中に実施要領のたたき台のようなものを一度作成させていただいて、ここの検討部会のほうで議論いただきたいなというふうに思っております。

これについては、株式会社ぎょうせいにも調査を委託しておりましたので、このマニュアル作成に支援していただくというふうなことで、ことし委託契約の中にも盛り込んでおりますので、その辺も活用しながら、できれば今年度中にたたき台をお示しできたらと思っております。

6番、7番は以上です。

○部会長（服部孝規君） 6、7について今説明いただきました。

いかがですか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） じゃあ次8番へ行きます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この長期欠席者への対応というふうなことでございますけれども、これにつきましては、今、亀山市議会が特にこれに該当があるとか、そういうことじゃないんですけ

れども、以前から、部会長のほうからも、該当者がいない間にルールをきちっとつくっておこうということがございました。そして、これも株式会社ぎょうせいのほうから調査事項の説明があったわけでございますけれども、これに関連して、これはもう全国議長会のほうから、標準市議会会議規則の一部改正というふうなことで依頼も来ているところでもあります。これは、女性議員の出産に伴う議会の欠席に関する規定を会議規則に明確に設けていくというふうな一部改正でございまして、ちょこちょこ他の市議会では会議規則を改正してきております。

そして、うちはこの長期欠席者の対応とあわせてやっついこうかなというところがあったわけですが、現在の私どもの会議規則では、この欠席の関係は、議員は自己のため出席できないときは、その理由を付して、当日の会議時刻までに議長に届けなければならないという規定しかないわけですが、これが全国議長会の標準会議規則の改正の案なんかを見ますと、第2項で、議員は出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができると、こういう文言を入れて改正をというふうなことで文書をいただいています。

ですので、その長期欠席者の対応をずうっと待っておると、この辺の改正がちょっとできないということがあるので、これだけ先に取り組んで改正をしていくのか、それとも長期欠席者の対応にあわせて、これも何とか年度内で片をつけて、これも含めた改正をしていくのか、ちょっとその辺のご意見をいただきたいというふうに思っております。

○部会長（服部孝規君） 私としては、もう先行させてはどうかと。出産に関する部分だけ先行的にもうこれをしてしまうと。あと、残りの部分として、病気であるとか、そういう場合の長期欠席者をどう扱うかというのを引き続き議論していくということにしたいと思うんですけども、いかがですか。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 今、ちょっと全国議長会から出たやつの中で「議員は」と、出産のための、その議員はというのは女性だけじゃなくて男性もということですか、それも含めて。今、男性の育休というのも、全国的にやっぱり問題になっていて、そういうことを国としても進めようとしている中で、今議員とおっしゃったので、私も男性も入るのかなあと思ったんですけど、そこも丁寧にしてほしいなあと思うんですけど。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 案では、あくまで「議員は」が主語でございます。その次は、「出産のため出席できないときは」というふうなことで、これは女性ということになるのかと。

○部会長（服部孝規君） 男性もあり得るとすれば、立ち会うとかね、出産に。

（「ただ長期じゃないもんね」の声あり）

○部会長（服部孝規君） そうそう。だから、それも認められるかどうかという話やろう、この規定の中で。この規定の中のあれに適用されるかどうか。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 多分それやったら女性議員かなあと思うんですけど、やっぱり男性の育休ということも議員率先でやっていただきたいと思うので、議論の中に入れてほしいなと。これから、長期欠席者とか、まあ長期にはならないと思うんですけど、そこも一緒に議論はしてもらいたいなあと思います。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 森副部会長の言われるように、今の時代、育休というのは男も女も平等にあることですので、それはいろんな紙ベースでももう決まっていますので、「出産」と書かれていますのであれなんですけれども、育休に関してもその項目を設けて、これまでやったらオーケーですよというのを入れておけば、女性にも男性にも子供にとって優しい議会にもなってくるのかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） それじゃあそんなことで、先行して出産はやっていくということで行きたいと思います。それ以外のものについては、今後、引き続き協議と。

じゃあ9番目、お願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議会提出議案への市長の意見表明についてということでございまして、資料ナンバーは9番でございます。

これにつきましても、株式会社ぎょうせいの資料の説明を部会と推進会議の両方で受けまして、内容は確認をしていただきました。そして、説明を聞いている中で、この議会が提出する議案、特に政策的な条例とか、もしそういうことがあれば、当然、これは執行部と随時調整をとりながら、議案の条例の素案をまとめていくということにもなってこようかと思っておりますので、あえてこの議会提出議案等へ市長等の意見表明の場を設けるまで必要はないんじゃないかなということも言えるんじゃないかと。当然、政策条例は執行部と調整していかないと、実際にその条例を運用していくのは執行部になりますので、一方的な議会だけでということにはならないと思っておりますので、その中で執行部側としてはいろいろ意見を言える場もあると思っておりますので、意見表明の場を設けるかどうかということについて、再度、皆さんのご意見もいただきたいというふうに思います。

○部会長（服部孝規君） どうですか、意見としては。

普通のケースであれば、当然、理事者側と話をするというで、その中に理事者側の意見は反映してくるわけね。だから、それを踏まえた形のものが当然つくられてくるという、普通のケースであればそういう。ただ、議会がつくろうとしておることに対して、ノーという、つくる意思なしという場合があったときは、ちょっとそれは違ってくるのかなあと。例えば議会で、僕が見た野洲市の空き家条例を見て、あのときに聞いたのは、野洲市の市長はもう空き家条例をつくらんと言うた。そうやもんで、議会がしびれを切らせて、議員提出議案で出して可決してしまったわけやね。そういうことが起こった場合、市長は市長として、私は私の言い分があるのやということがあるんやと思うんですね。そこをこういう議会提出議案の中で市長の意見表明というのを確保するという意味があるんやと思うけれども、ただ現時点でそういうところまでうちの議会は行っていないんで、これが本当に今必要な段階に来ておるのかということになると、それこそ政策的な条例をつくること自体がまだできていない、やれていない段階なんで、あえてこれを今議論して決めておかないと今後困ることにはならないんやないかなという気はするのやけど、その点どうかな。

副会長。

○副会長（鈴木達夫君） とはいえ、一例最近ありまして、例の専決の案件ですね、支払い督促に関する。あれに関しては、範疇の額とか、これについては議会側として、議会運営委員会がこういうものを議提として出すと、執行部側としては過敏に反応しまして、額の範囲とか、これは非常に熟した

議論をしたことはありますんで、一例ですけれども、今全くないということではないということですね。

○部会長（服部孝規君） でも、そのときは、そういう話し合いでおさまったというのか、両方納得した形のもので出てきたということなんやね。

○副会長（鈴木達夫君） 議会も独立したところですので、決して執行部となあなあの中で決めたわけではないんですけども、やはり常識的な範囲の中で140万という金額、50万という意見も出してみたり、中ではそういう議論があったということだけは紹介しておきたいなと思います。

○部会長（服部孝規君） 心配するのは、野洲市のような、全く理事者側との意見が合わない中で、議会側としては何としても出したいという場合に、じゃあ市長がどこでそれに対して意見表明できるのかと。例えば、議案として出すとき、提案は誰かがするわけやね。それを可決するか否決するかも議員がするわけで、理事者の出番がないわけや、それに対する、全く。そういう部分がこの言わんとする部分やと思うんやけどさ。この辺が今後考えられるということであれば、引き続きこれを協議して形を何らかつくっていかなあかんと思うし、今の段階でそこまで必要ないというのであれば、一旦これを完了扱いするということも可能やと思います。その辺の意見を聞きたいです。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 議員側から提出したことに対して、市長が意見を申し述べる場をつくるかどうかということですよ。

○部会長（服部孝規君） そういうことになります。

○部会員（西川憲行君） となると、例えば予算等において代替案をこの間うちは出しましたけど、そういうときでも、市長からそんなの出さんといってくれというような意思を公にできるということですか、それは違うということですか。

○部会長（服部孝規君） それはない。予算の修正は、もう出した時点でこれを通してくれというのが理事者側なんやで、だから修正案が出てきたら、それは困るといのが基本やわね。だから、修正はせんといってくれと。これが一番ベストな予算なんやということを出してきておるわけやから、そこは別に食い違っていないと思う。向こうは、補正の修正が出てきたから協議に乗ってどうしましょうかという話にはならないんやろうと思う。

ただ、条例とかというものを政策で出したときに、条例をつくることはいいけれども、内容的にどうこうという話とか、それから条例をつくるのが今の段階でどうなんかとかというような意見の食い違いとかというのは起こり得るかなと、今後。そういうときに、どこかで理事者側が意見表明する場をつくるのか、それともすり合わせの中でそれが当然出てくるんで、もうそんな必要はないというふうにするのか。全く無視してすることはないと思う。ただ、渋々ながら受けるかやに。もうそれはもう勝手にやるやわと、こうなるのか、そこのところはやっぱりあり得る。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） さっき副会長のおっしゃった例の専決処分を140万以下に限定しましたやんか、枠はめて。そのときは、執行部との話し合いというのは、僕は議運の委員やけれども、委員長は櫻井さんやったわな。で、やったんかな。どうせ向こうに聞こえていくに決まっておるんやで、そのすり合わせをやって、これで行きますよ、まあ仕方がないなあという話になったんか、ちょっとその辺のことがはっきりわからないんですけどね。

○部会長（服部孝規君） 副会長わかりますか、その辺の経緯。

○副会長（鈴木達夫君） 説明が難しいんですけども、当然、24年に議会運営委員会が提出した議案を議会としては変更した形で出したわけですよ、今回ね。そういう意味では、執行部としても考え方はわかるけれども、その範囲は一定の幅をくれないかという意味だったと思うんですね。岡本委員の質問を受けるならば、当然、議長、副議長、議運の委員長も一緒に議論をしたという経緯はあったということです。

○部会長（服部孝規君） そうすると、端的に言えば、そんな条例改正してもらったら困るという話ではなかったんですね。

○副会長（鈴木達夫君） なかったです。

○部会長（服部孝規君） だから、大筋、合意は得ておるわけやね。

○副会長（鈴木達夫君） そうですね。

○部会長（服部孝規君） この問題は、今意見を聞いておると、当初、完了という扱いにするかなあと思ったんですけども、やっぱり今後のことも考えて、引き続き協議をするということにしますかね。検討課題として協議をしていくと。1つ考えたのは、この件については、そこまでの状況はないのであれば、もうこれについては一旦完了扱いにすると。ただ、当然、そういう状況が起こってくれば、これはまた上げていけばいいんやけれども、カルテとしては一旦完了にするということも考えたんやけれども、どうも皆さん方の意見を聞いておると、いやいやちょっと待てよという意見が多いんで、これはもう完了という扱いにせず、引き続き検討課題で上げていくと、議論していくということではよろしいか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 逆に市長サイドはどうなんですか、そういう意見を言いたいと言っているのか、議会に対して、市長は別にどうでもいいと思っているのかというのはどうなんでしょうね。こちらから機会を求めたところで、市長サイドからそんなんしませんよと言われてたら意味がないと思うんですよ。それこそ、逆に市長サイドはこういうときにはうちから意見を言いたいというものがあるのかなのか。あるのであれば、そういう機会を設けてくださいという話であつたら、こっちが設けるかどうかという検討をすればいいんだけど、向こうがもう必要ありませんと言うんだつたら、もう完了でもいいんじゃないのかなあという気はしたんですけど。

○部会長（服部孝規君） いや。どちらかという、議会側が議会提出議案に対して、市長の意見表明を認めようやないかと。だから、あるならどうぞということを決めようかという話なわけやね。だから、ないと言われればそれでいいわな。意見表明ありませんと言うんやつたらそれでいいし、あると言うんやつたら、そこで表明してもらったらいいいという。議会の側として、もう市長の意見は聞きませんよというスタンスやなくして、議会提出議案で出したものに対しての市長の意見表明の場も我々は認めますよというものをつくつたらどうかというのがそもそもの起こりやもんでね。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） ぎょうせいさんの資料の中にもありましたけど、市長は議決の再議という権利があるから、そこでできるんだつたら、別にあえてつくる必要は余り、今考えることではないし、実際あるので、そこを使うということも、もしとても意見が分かれてしまった場合は、再議でもう1回ちょっとというふうにするにはできるので、そこをあえてつくる必要はないような気も確かにし

ます。

○部会長（服部孝規君） 要するに、議会が可決しても、それをもう一遍、市長の権限で再議に付すと、それでやることはできるという。

副会長。

○副会長（鈴木達夫君） このテーマ、検討課題については、終結じゃなく、引き続き残していただきたい。

というのは、議決案件ではないんですけども、例えば予算決算委員会の中で予算を可決した、決算を可決した中であっても、議会が出した附帯意見に対して市長が物申したいとか、こういう立場というのは物すごくあるみたいなんです。だから、それも含めて、議会提出議案に対する市長の意見表明、非常に難しく、全て可決したんだから、附帯意見に関してはもうチャラだみたいなことでない場合のようなこともあるんです。これも含めて、いわゆる市長の意見を議会としてもやはり担保してやるという前提で、この課題をカルテとして残しておくという形にしたらいかがかなあと思うんですね。

○部会長（服部孝規君） じゃあ引き続き、今言われたような問題も含めて、ただ政策的な議会提出議案だけに限らず、さっき言われた附帯意見というようなものに対しても、この間、決算委員会の方にちょっと物申してござったんですが、そういう部分で言いたいところがあるんやろうな。そうやけど、それを僕は言うてしまうと、かえって附帯意見に対して、本来、法的な拘束力を持たんものに対して、市長がそうやって言うということは、重みをつけることになると思うわ、逆に、理事者側にしてみたら。

要するに、それは、こうできないものやということのみずから認めてしまうわけやから、附帯意見というのを。あくまでも、附帯意見というのは法的に何の効力も持たんのさ、あれをつけたところでそれを別にやらなかったからってどうこう言われる問題ではないんやで、それについて市長が意見を言うとかなんとか言うということは、それだけの重みのみずから認めることになるんでね。だから、ある意味、市長としては下手なやり方かなと僕は思うんやけどな。これは私の私見でございます。

それじゃあ引き続き、課題としてやっていきたいと思えます。

10番目、渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議会改革白書2015についてでございますが、昨年の10月以降、1年間の議会改革のまとめを2015として、もうこれは今度の10月20日の推進会議のときに、中を差しかえたものをお配りさせていただきます。そして、今後、議員の皆様はタブレットが1人1台になれば、もうペーパーでの更新はせずに、今後はこのクラウドサーバーの中で、データをどんどん更新をしていって、それを見ていただくというふうな形になってこようかと思えます。ですので、ペーパーでの更新はこれが最後になるのかなと。ただ、図書室には1冊、ペーパーのものを置いて、それをいつでも見てもらえるような形にはしていかならんかなというふうには思っております。以上です。

○部会長（服部孝規君） ということですわ。いいですか、よろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 最後に、資料10で、検討課題の一覧スケジュールをごらんいただ

きたいと思います。

水色の部分だけですけれども、この1年間で課題として上げて、一応完了したものということでございますけれども、まず一番上、26番ですけど、これは総合計画条例を執行部が制定をしましたので、それを受けて、議決事件ですけども、基本構想は総合計画条例の中で、基本計画は議会基本条例の中でということで、条例改正を6月で行いました。ですので、これで条例改正して完了と。

それから、次が（仮称）政策検討会議の設置の検討ということで進めてきましたけれども、これは、5月に、一応全員協議会の中で協議事項として活用すると。なおかつ下部組織で政策検討部会を設置するという規定の改正も行いまして、もう既に今運用しておりますので、これも完了と。

それから、40番の委員会運営の方法ということで、これはカメラ、マイク設備の新設、更新をして、常任委員会のインターネット配信を行うということも9月定例会から開始をしましたので、これも完了と。

それから、議会だよりのリニューアル、これは昨年7月に実施をしました市民アンケートの結果を受けてリニューアルがスタートしたわけでございますけれども、これも5月16日号でリニューアル1回目を発刊いたしまして、今もう3回目の発刊準備に入っておりますので、これも一旦完了と。

それから、43番の公開内容の検討、これは政務活動費の、今までは収支報告書と会計帳簿を公開し、領収書については情報公開対応だったものを、この27年度分が来年28年の5月から公開になるわけなんですけど、このときからホームページで領収書も公開していくということを確認いただいておりますので、実施は来年の5月からですけども、一応これも確認いただいておりますので完了扱いをしております。

オレンジが着手中ということでございますが、議会報告会、きょうも議題にございました。それから、その次の派遣廃止後の団体との議論の場の設置、これもあとは行革の関係だけ正・副委員長会議で確認をすれば、これも直ちに来月には完了になるだろうと。そして、委員会の議決を要しない計画等への関与、この辺はもう少し執行部との調整が必要です。あと、タブレットも、来年度、全議員1台配付まで来ておりますので、順調に進行しておるかなと。それから、先ほど出ていました公聴会、参考人制度、請願者の説明機会、この辺は、今年度マニュアルをつくと。それから、先ほど継続となりましたけれども、市長の意見表明の場については、今後継続していくと。長期欠席者については、先行して、女性議員の出産に関することの改正を行っていくということを決めていただきましたので、これも着手していきます。

この辺がこれからやっといかんならん部分ということで、説明を終わらせていただきます。以上です。

○部会長（服部孝規君） 最後に、次回なんですけれども、これはもう皆さん、例えば議長になるとか、特別な役につかない限り、基本的にもう1年任期がありますので、11月20日以降で次回の開催を決めたいと思います。今のところ、11月24日、もしくは25日のどちらかで10時からということでしたいんですが、いかがですか。

（日程調整）

○部会長（服部孝規君） 25日でよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 11月25日で決めさせてもらいます。10時から、よろしくお願いま

す。

以上で議会改革推進会議検討部会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

午前11時55分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 27 年 10 月 14 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規